

たっ けん せい れん

宅建政連について もう少し詳しく知りたいけれど？

? 誰が活動しているのですか？

議会等に対する活動は、会員の中から選ばれた役員の方々を中心にりますが、特に地元地域で身近な課題に取り組む要望懇談会などには、会員の皆様が積極的に参加し意見を述べてください。
消費者の声に耳を傾けるとともに、経営環境の向上に向けた意見、要望を提案することが活動のスタートです。

? 特定の政党の下部組織ですか？

会員の経営環境を守るために、要望等を政治の場に反映させ実現に向けた活動をする政治団体です。
顧問に委嘱している議員の方々には各党会派にわたり、要望先なども政権政党に関わらず特定の政党に偏ることはなく、党派、会派を超えて幅広く活動を推進しています。

? 活動の動向は？

毎年開催される年次大会の資料に、詳細にわたり活動報告や方針が記録されています。会員の事業環境の向上、消費者の住環境の向上を目的に各党各会派との折衝、渉外(ヒアリング)が主な活動です。

? 身近な活動とは？

会員の地域に根ざす特性を生かした活動です。地元の顧問議員とともに、身近な課題を底辺から改善するよう線密な地区連盟活動を行っています。



地域の身近な課題を、県下18ある地区連盟が解決します。
各地区連盟で随時「地区連盟のたより」を発行しています。



神奈川県宅建政治連盟 総務・政策委員会
〒231-0013 横浜市中区住吉町6-76-3
【代表】☎045(633)3053

神奈川県宅建政治連盟

入会のご案内

宅建業者の経営環境の向上を目指して



宅建政連

たっ けん せい れん
宅建政連は

街の不動産業者と消費者を守るため
 住みよい街づくりに向けた
 改善活動に取り組む政治団体です。



要望活動の流れ

あなたの声を

政策決定の場へ



街の不動産業者と消費者の為に
 住みよい街づくりに向けて
 国と地方自治体の
 政策に声を反映

要望・政策提言

会員の権益の擁護・国民の住環境の向上

要望活動でこんな成果が・・・!

- 国 に対して**
 - 生活保護法の一部改正(住宅扶助費代理納付制度の創設と運用拡充について) / 国、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、その他一般市
 - 登記手数料の引き下げ
 - 両手手数料禁止の差し止め
 - 不動産関連税制の特例措置延長
 - 「建物売買業」「不動産管理業」をセーフティネット保証5号に指定
 - 中古住宅買取再販に係る特例措置の創設
 - 「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」へ名称変更
- 地方自治体 に対して**
 - 優良田園住宅基本方針作成のためのガイドライン作成
 - 道路台帳、下水道台帳のインターネット閲覧
 - 地籍調査の再開
 - 市街化調整区域の線引き見直し
 - 建築確認申請の迅速化



●利益の還元

宅建政連の活動に対する成果は、土地住宅税制特例措置の延長や、各法令改正になる制度の改正といったように、有形なものではなく無形の財となっています。土地住宅政策・税制を通じ間接的に会員の皆様に利益を還元しています。

●関連団体について

宅建政連の関連団体の全国宅建政治連盟(全政連)は、47都道府県政治連盟で構成され、土地住宅政策や税制など諸課題について国政の場へ11万名の声を反映させています。

●会費と政治資金規正法について

宅建政連は、業界の事業環境と消費者の住環境を向上させるため、政治資金規正法に基づき神奈川県選挙管理委員会に届出している政治団体です。会費は、政治資金規正法および神政連会則に基づき、法人からの会費の支払いは現在のところ認められていませんので、会員個人より納入していただきます。

政治資金規正法(抜粋)

(会費とは) 第4条第2項「党費又は会費」とは、いかなる名称をもってするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいう。
 (寄付とは) 第4条第3項 金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付で、会費その他の債務の履行とされるもの以外をいう。
 (法人からの会費の禁止) 第4条第2項、第21条第1項 法人その他の団体が負担する党費又は会費は寄付とみなす。会社・労働組合・職員団体・その他の団体は政党および政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄付をしてはならない。